平成２４年（フ）第３８号
兵庫県明石市東野町８番地　ヴァーチュアスあさぎり303号
債務者　宮嶌　正樹
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県明石市大久保町大窪511番地
債務者　小川　卓美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
兵庫県明石市魚住町西岡2209番地の８
債務者　松下　京美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
神戸市西区玉津町新方181番地　市営東住宅12―303号
債務者　岸野　郁子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番９―331号
債務者　川須　久光
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
山口県岩国市関戸375番地
債務者　河村　遼介
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１６号
高知県四万十市藤1393番地
債務者　武田　俊助
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１７号
高知県幡多郡大月町大字弘見1675番２号地
債務者　依岡　典可
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第８９２号
大阪市北区池田町１―55　アルテハイム天六Ⅱ―40Ａ、住民票上の住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目11番１―408号
債務者　大畑　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１５号
大阪市北区大淀南３丁目３番68号　パークサイド西梅田603号室、事業所所在地大阪市福島区海老江１―11―４
債務者　松邑プリント社こと　松邑　勝実
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３６号
大阪市住之江区南港北１丁目30番30―707号
債務者　石本　里美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３７号
大阪市住之江区南港北１丁目30番30―707号
債務者　石本　澄雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６３号
大阪市浪速区塩草２丁目１番25―802号
債務者　山田　良平
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９０号
大阪府枚方市出口１丁目２番16―716号
債務者　川内谷　束
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９７号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目４番１―701号、申立時の住所大阪府東大阪市玉串町東２丁目５番40号
債務者　木下　英範（旧姓金）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０７号
大阪府東大阪市中石切町２丁目８番28号
債務者　長曽根千鶴子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１９号
大阪市東成区大今里３丁目16番２―505号、前住所大阪市生野区小路２丁目15番２―101号
債務者　溝口　健二
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部